

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員退職手当規程

平成16年 4月 1日

自機規程第11号

最終改正 令和 7年 9月18日

目 次

- 第1章 総則（第1条—第2条の3）
- 第2章 退職手当（第2条の4—第13条）
- 第3章 退職手当の支給制限等（第14条—第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程による退職手当は、職員（就業規則第3条ただし書きに規定する者を除く。）が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が勤続6月未満で退職した場合（傷病、死亡等による退職を除く。）には退職手当は支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（就業規則第12条の規定により再雇用された職員を除く。）となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 前条第1項に規定する「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持して

いた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払)

第2条の3 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、通貨で、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払うものとする。

2 次条及び第8条の5の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 支給を受けるべき者が、退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

第2章 退職手当

(退職手当の額)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号。以下「給与規程」という。）に規定する本給の月額（以下「退職日本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第13条第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（就業規則第34条の規定により当然解雇となった者及び就業規則第35条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定による普通解雇となった者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 就業規則第29条第1項の規定により退職した者
- 二 その者の非違によることなく勸奨により退職した者、就業規則第35条第1項第7号若しくは第8号の規定により退職した者（11年未満の期間勤続した者を含む。）、又は規定に基づく任期を終えて退職した者
- 三 第13条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 25年以上勤続し、就業規則第29条第1項の規定により退職した者

二 第13条第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

三 業務上の傷病又は死亡により退職した者

四 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第35条第1項第7号若しくは第8号の規定により退職した者、又は25年以上勤続し、規定に基づく任期を終えて退職した者

五 25年以上勤続し、第13条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（本給月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給の月額の減額改定（本給の月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は細則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本給の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得

た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第2条第2項、第10条第1項、第11条第1項又は第21条第4項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けた職員又は第21条第1項に規定する国家公務員等職員（他の規程の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する国家公務員等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第11条第1項に規定する機構の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第2条ただし書き並びに第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第21条第1項に規定する国家公務員等職員又は第11条第1項に規定する機構の役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員として引き続いた在職期間

二 第21条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等職員としての引き続いた在職期間

三 第21条第2項に規定する場合における国家公務員等職員としての引き続いた在職期間

四 第11条第2項に規定する場合における機構の役員としての引き続いた在職期間

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3を超えない範囲

		内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第7条 退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 47.709以上 特定減額前本給月額に47.709を乗じて得た額
- 二 47.709未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗

じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第8条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額

	第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第11条の規定による休職（業務上の傷病による休職，通勤による傷病による休職，職員を別に定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして別に定める要件を満たすものを除く。），同規則第41条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し，その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には，当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円

十 第10号区分 21,700円

十一 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職員の職制上の段階、職務の級、職級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

五 次のいずれかに該当する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

イ 退職日本給月額が大学共同利用期間法人自然科学研究機構役員給与規程（平成16年自機規程第26号。以下「役員給与規程」という。）の準用を受けている者その他これに類する者として別に定める者

ロ その者の基礎在職期間が全て役員給与規程の準用を受けている職員としての在職期間である者

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

（退職手当の額に係る特例）

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間1年未満の者 100分の270

二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の適用を受ける職員については同規程に規定す

る本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第11条第1項の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による場合、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34号。以下「任免規程」という。）第15条第1項第3号（特に機構が認めた場合に限る。）及び就業規則第22条に該当する場合を除く。）の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。）

二 就業規則第41条第1項第3号の規定による停職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間

三 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号）により育児休業をした期間については、その月数の2分の1に相当する期間（ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する期間）

四 任免規程第15条第1項第4号の規定による休職については、その全期間

五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）により配偶者同行休業をした期間については、その全期間

4 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則（平成16年通則第3号）の適用を受ける特定契約職員が、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となったときは、当該契約職員の在職期間を職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

5 前各項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計

算については、適用しない。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては教育職職員に限る。次項において同じ。）となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定めているときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

（役員との在職期間の通算）

第11条 職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。

（研究教育職本給年俸表（一）適用期間の取扱い）

第11条の2 給与規程第5条第2項第4号の適用を受けていた期間（月の初日から末日までの期間をいう。）については、その期間を除算する。

2 第10条第2項の規定に定める在職期間中、給与規程第5条第2項第4号の適用を受けていた期間に相当する期間がある場合は、当該期間を除算する。

（役員の在職期間を有する職員の退職手当の額）

第12条 引き続いた役員の期間を有する職員の役員であった期間の退職手当の額は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員退職手当規程（平成16年自機規程第29号）による。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第13条 機構は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、就業規則第29条第1項で定める定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を円滑に実施することを目的とし、当該組織又

は事業所に属する職員を対象として行う募集

- 2 機構は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - 一 任免規程第4条第1項の規定に基づき雇用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 就業規則第41条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、機構は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 機構は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、機構は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後就業規則第41条の規定による懲戒処分（第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的

な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 6 機構は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 機構が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 就業規則第34条に該当するに至ったとき。
 - 二 第10条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - 四 就業規則第41条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

第3章 退職手当の支給制限等

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

- 第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないことができる。
- 一 就業規則第34条の規定により当然解雇された場合
 - 二 就業規則第41条第1項第5号の規定により懲戒解雇された場合
- 2 機構は、前項の規定により退職手当を支給しないときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該退職した者に通知しなければならない。
 - 3 機構は、前項の規定による通知をする場合において、当該退職をした者の所在が知れないときは、当該支給制限の内容を公示送達することをもって通知に変えることができる。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払の差し止めを行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払の差し止めを行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 機構が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止め（以下「支払差止」という。）を受けた者は、その理由となった事実認定や手続きに不服がある場合には、機構に対し、支払差止を受けた日の翌日から起算して60日以内にその取消しを申し立てることができる。また、支払差止を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止後の事情の変化を理由に、機構に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 機構は、第1項又は第2項の規定による支払差止を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければなら

ない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

三 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合

6 機構は、第3項の規定による支払差止を行った場合において、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、機構が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑（執行猶予が付された場合も含む。以下同じ。）に処せられたとき。

二 機構が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手

当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないことができる。

- 3 機構は、第1項第2号又は前項の規定による支給制限を行うときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による支給制限について準用する。
- 5 支払差止に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととするときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- 二 機構が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 機構は、第1項の規定による請求を行おうとするときは、当該返納すべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。

- 2 第14条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による請求を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、機構が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に、第17条第1項又は前条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による請求を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することが

できる。

5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

6 第14条第2項並びに第17条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による請求について準用する。

(支給制限、支払の差止め、返納の請求及び納付の請求に係る審査、手続き等)

第20条 第14条に規定する懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に係る審査、手続き等は、当該懲戒解雇等処分に係る審査、手続き等と併せて行うものとする。

2 第15条の規定による支払差止、第16条第1項若しくは第2項の規定による支給制限、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による措置若しくは請求を行おうとするときは、役員会の議を経て行うものとする。

第4章 雑則

(国家公務員等として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第21条 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続き国、行政執行法人（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続き当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（第10条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続き再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むも

のとする。

- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第9条第1項の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第9条第3項の規定に関わらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(端数の処理)

第22条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(研究教育職本給年俸表(一)の適用を受ける者の退職手当)

第23条 給与規程第5条第2項第4号の適用を受ける者の退職手当については、別に定める。

(本給年俸表(二)適用者に係る特例)

第23条の2 給与規程第5条第2項第5号の適用を受ける者(以下この条において単に「本給年俸表(二)適用者」という。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程(平成16年自機規程第10号。以下「給与規程」という。)に規定する本給の月額(以下「退職日本給月額」という。)	大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程(平成16年自機規程第10号。以下「給与規程」という。)第3条第5項に規定する本給の額(以下「本給年俸表(二)適用者退職日本給月額」という。)
第4条第1項, 第5条第1項, 第5条の2第1項, 第6条, 第8条, 第8	退職日本給月額	本給年俸表(二)適用者退職日本給月額

条の2，第8条の3及び第8条の4第4項		
---------------------	--	--

- 2 この規程に定めるもののほか，本給年俸表（二）適用者の退職手当の支給に当たっては，別に定める。

（補則）

- 第24条 この規程に定めるもののほか，職員退職手当の支給に関し必要な事項は，機構が定める。

附 則

令和 6 年 1 月 2 5 日改正

（施行期日）

- 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条の規定の適用については，同条中「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 3 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第8条の規定の適用については，同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という）附則第4条の規定により職員となった者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については，その者の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という）第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は，職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 前項の職員が退職し，かつ，引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては，この規程による退職手当は支給しない。
- 6 機構の成立前の国立天文台，岡崎国立共同研究機構及び核融合科学研究所（以下「旧機関」という。）の職員が，任命権者の要請に応じ，引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し，かつ，引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については，その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は，職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 7 公庫等の職員が，公庫等の要請に応じ，引き続いて旧機関の職員となり，かつ，引き

続き旧機関の職員として在職した後引き続いて法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規定による退職手当は支給しない。

- 8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。
- 9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。
- 10 前2項の規定は、研究教育職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 11 給与規程附則第5項の規定による職員の本給の月額改定は、本給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 12 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる者に対する第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「60歳（附則第8項及び第10項に掲げる者以外の者）」とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 退職した者の基礎在職期間中に本給月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給月額の減額改定で機構長が定めるものを除く。）によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程又はこれに準ずる細則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。

（経過措置）

- 3 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外

の独立行政法人（同条第1項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で別に定めるものを含む。）及び日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この規程による改正後の職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

- 4 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより新規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第5条まで及び第7条から第8条までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務外の傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程第7条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務外の傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、規程第2条の2から第8条の5まで、附則第6、附則第7の規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 5 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
 - 一 施行日の前日及び施行日において職員（国営企業等の職員を除く。以下「一般職員」という。）として在職していた者 施行日
 - 二 施行日の前日において一般職員として在職していた者で、施行日に国営企業等（当該国営企業等に係る適用日が施行日であるものに限る。）の職員となったもの 施行日
 - 三 国営企業等のいずれかに係る適用日の前日及び適用日において当該国営企業等の職員として在職していた者（その者の基礎在職期間（新規程第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該適用日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国営企業等に係る適用日
 - 四 国営企業等の職員として在職した後、施行日以後に引き続いて一般職員となった者（その者の基礎在職期間のうち当該一般職員となった日前の期間に、新制度適用職員

としての在職期間が含まれない者に限る。) 当該一般職員となった日

五 国営企業等の職員として在職した後、引き続いて他の国営企業等の職員となった者（その者の基礎在職期間のうち当該他の国営企業等の職員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であって、当該他の国営企業等の職員となった日が当該他の国営企業等に係る適用日以後である者に限る。） 当該他の国営企業等の職員となった日

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて新規程第12条第1項に規定する国家公務員等職員（他の規程の規定により同条の規定の適用について国家公務員等職員とみなされる者を含む。以下同じ。）若しくは新規程第11条第1項に規定する機構の役員となった者で、国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて一般職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて新規程第12条第1項に規定する国家公務員等職員若しくは新規程第11条第1項に規定する機構の役員となった者で、国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて国営企業等の職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であって、当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。） 当該国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日

八 施行日の前日に新規程第12条第1項に規定する国家公務員等職員として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等職員となった者若しくは施行日の前日に新規程第11条第1項に規定する機構の役員として在職していた者のうち職員から引き続いて機構の役員となった者で、国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて一般職員となったもの 施行日

九 施行日の前日に新規程第12条第1項に規定する国家公務員等職員として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等職員となった者若しくは施行日の前日に新規程第11条第1項に規定する機構の役員として在職していた者のうち職員から引き続いて機構の役員となった者で、国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて国営企業等の職員となったもの（当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後である者に限る。） 施行日

十 前各号に掲げる者に準ずる者であって別に定めるもの 施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日

6 前項第8号及び第9号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の規定の適用については、同項中「退職したもの

とし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

7 職員が新制度切替日（前条第2項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規定等退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして旧規程第3条から第5条まで及び第7条から第8条までの規定により計算した退職手当の額（以下（旧規程等退職手当額）という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

8 第5項第8号及び第9号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは、「受けていた本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

9 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第5項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

10 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以

後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた本給月額、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

- 1 1 新規程第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第3号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

- 1 2 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第14条については、別に定める日から施行する。

- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第4項を改正する規程は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第7条の規定の適用については、平成25年2月1日から平成25年9月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の92」とする。

- 4 第8条及び第8条の2の規定の適用については、平成25年2月1日から平成25年

9月30日までの間においては、同条中「49.59」とあるのは「55.86」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、同条中「49.59」とあるのは「52.44」とする。

- 5 別に定める日の前日までに退職した者に係る第6条及び第8条の3の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第4項の規定の適用については、平成25年2月1日から平成25年9月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、同条中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号。次項において「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員であった者が、引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日にメディア教育開発センターの職員であった者が、整備法附則第2条第1項の規定により引き続いて放送大学学園の職員として在職した後、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者のメディア教育開発センター及び放送大学学園の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年12月18日から平成27年3月31日までの間における第8条の4の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年8月27日改正）

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日改正）

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日改正）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。

（本給等の特例措置に関する規程の制定に伴う経過措置）

- 2 前項に定める施行の日から令和7年3月31日までの間、この規程に基づく退職手当の支給に当たり、「退職の日におけるその者の大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号。以下「給与規程」という。）に規定する本給の月額」とあるのは「退職の日におけるその者の大学共同利用機関法人自然科学研究機構における令和7年3月1日に在職する職員等に関する本給等の特例措置に関する規程（令和7年自機規程第137号）に規定する本給の月額」とする。

附 則（令和7年9月18日改正）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。